

生活基盤整備支援事業の

2次募集を受付けています

地域の生活基盤である生活道(里道)、水路などの整備または補修を、地域の利用者が共同で行う場合に、必要資材の購入費および作業用特殊機材の借上げ費を予算の範囲内で助成します。

■支援の対象となるもの

◇資材の購入費

整備や補修に必要な原材料で、常温アスファルト合材、生コンクリート、セメント、真砂土、クラッシュアラン、粒度調整砕石、土のう、床板、コンクリート水路、ベンチフリューム、ヒューム管、コンクリート・アスファルト製の処分費など

◇作業用特殊機材の借上げ費

土工機械のバックホー、ダンプトラック、締固め機械、振動ローラー、運搬費、燃料費など

※資材の購入費と機材の借上げ費の合計額を、支援基準の限度額の範囲内で助成します。なお、原材料については現物支給を行う場合もあります。

■支援基準

◇支援区分／支援限度額(上限)

・道路の改良を主工事とするもの

／受益世帯数に10万円を乗じて得た額以内(50万円)

・道路の舗装、水路の整備、ため池補修、用排水路の浚渫、取水施設の補修を主工事とするもの／受益世帯数に6万円を乗じて得た額以内(30万円)

・その他(前記に準ずるもの)／受益世帯数に4万円を乗じて得た額以内(20万円)

■申込期限 10月31日(火)

■決定方法

申請書の内容を審査し、事業の公益性、緊急性などを考慮して、事業を決定

(支援を決定した場合は、決定通知書を送付)

■申込み・問合せ先

建設課土木管理係

☎ 52・5807

『年金生活者支援給付金制度』について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。対象者には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月初旬ごろに送付されますので、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入し提出してください。

■対象者

◇老齢基礎年金を受給している場合

- ・65歳以上
- ・同一世帯の全員が市町村民税非課税
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下

※すべての要件を満たしている必要があります。

◇障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している場合

- ・前年の所得額が約472万円以下

■問合せ先

給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092 (ナビダイヤル)

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省が、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

もの忘れ相談会の

ご案内

9月は『認知症予防月間』です。

次の日程で『もの忘れ相談会』を開催します。

もの忘れが気になる人、認知症に関心のある人など、お気軽にご相談ください。



認知症地域支援推進員や保健師、社会福祉士が相談をお受けします。

簡単な認知症チェックができ、認知症に関するパネル展示も行っています。

◇日時 9月22日(金)

午後2時～午後4時

◇会場

高齢者いきいき館

◇費用

無料

◇問合せ先

健康保険課長寿支援係

☎ 52・5809